

## 大仙市発注工事に係る入札予定価格の事前公表要綱

平成 17 年 3 月 22 日

訓令第 80 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、大仙市発注工事に係る入札・契約制度の透明性向上を図るため、入札予定価格の事前公表(以下「事前公表」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 事前公表の対象となる工事は、大仙市が競争入札で発注するすべての工種の工事とする。

(公表内容)

第 3 条 事前公表の内容は、当該工事の入札予定価格(消費税相当額を含む。)とする。

(公表期間)

第 4 条 事前公表の期間は、設計図書等の閲覧等に係る取扱要領(平成 17 年 3 月 22 日決裁。以下「閲覧取扱要領」という。)に定める期間とする。

(公表場所)

第 5 条 事前公表は、当該工事に係る建設工事の設計図書等の閲覧等を行う場所で行う。

(公表方法等)

第 6 条 事前公表は、電子入札システムにより行う入札(以下「電子入札」という)においては、電子入札システムの入札情報サービスにより行い、予定価格を記載した書面の閲覧により行うものとする。

2 閲覧者は、入札情報サービスによる場合を除き、公表場所に備え付ける閲覧取扱要領に定める設計図書等閲覧(貸出)申請書(別記様式)に、閲覧者の氏名、住所等必要事項を記載しなければならない。

(入札時の取扱い)

第 7 条 入札参加者は、入札時に見積内訳明細書(自由様式)を提出するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の西仙北町工事等入札予定価格事前公表要綱(平成 15 年西仙北町要綱第 5 号)、中仙町工事入札予定価格事前公表要綱(平成 13 年中仙町訓令第 15 号)又は協和町工事等入札予定価格事前公表要領(平成 13 年協和町訓令第 12 号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

なす。

3 第 2 条の規定にかかわらず、特に市長が認めるものについては、事前公表しないものとする。

附 則(平成 21 年 3 月 日訓令第 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 日訓令第 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。